

2015年からの相続増税まであと半年。税負担増を和らげるための対策の一つとして、生前贈与への関心が高まっている。早いうちに資産を子供などに贈ることで、財産を圧縮する方法だ。どうすれば効果的に節税できるのか、注意点をあわせて紹介する。

「自分はまだ若くて健康だが、今のうちから生前贈与を始めよう」と。神奈川県川島の自営業、山本孝雄さん(仮名、56)は4年前に妻を亡くしている。万が一のことがあったときに備え、3人の子供の負担を減らすために考えているのが生前贈与。資産は現在1億5000万円ほどだ。

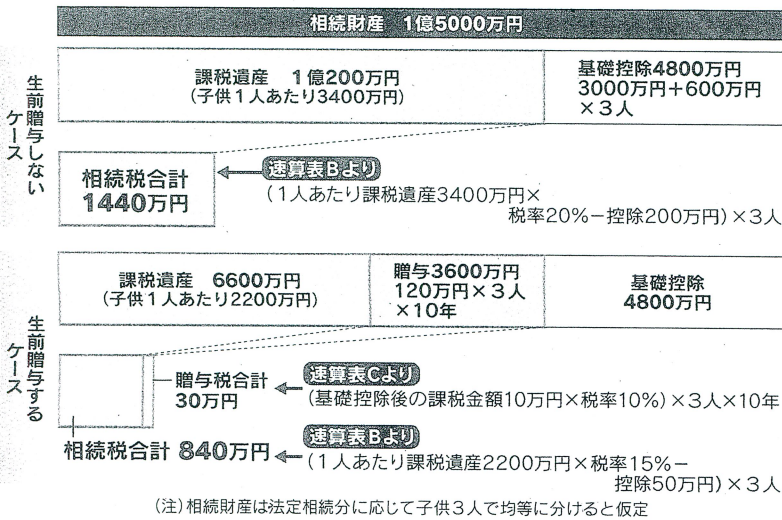
来年から相続増税 税理士の柴原一氏は「来年からの増税に備え、生前贈与で財産を圧縮する人が増えている」という。贈与税の申告納税額は2013年に前年比31%増加。今年はさらに伸びそうだ。

相続増税による負担がどれくらいかみよ。相続税は、財産額から基礎控除額を引いた課税遺産に対してかかる。基礎控除は現行で「5000万円+1000万円×法定相続人数」だが、来年から「3000万円+600万円×法定相続人数」へと4割も減る。山本さんの例では相続税は今より500万円強も増える。節税に有効なのが生前贈与だ。もろつ一人当たり年間110万円(基礎控除)まで贈与税がかからない。節税効果を山本さんの資産額と家族構成を例に試算

# 生前贈与 早く・長く

## A 生前贈与の有無で税負担には大差が(2015年以降の例)

(前提) 山本さんが想定する相続財産は1億5000万円  
3人の子供にそれぞれ毎年120万円ずつ、10年にわたり贈与しようか検討中



## B 相続税の速算表(15年以降)

| 法定相続分に応じた1人あたりの課税遺産額(円) | 税率(%) | 控除額(円) |
|-------------------------|-------|--------|
| 1000万以下                 | 10    | —      |
| 1000万超3000万以下           | 15    | 50万    |
| 3000万超5000万以下           | 20    | 200万   |
| 5000万超1億以下              | 30    | 700万   |
| 1億超2億以下                 | 40    | 1700万  |
| 2億超3億以下                 | 45    | 2700万  |
| 3億超6億以下                 | 50    | 4200万  |
| 6億超                     | 55    | 7200万  |

## C 贈与税の速算表(15年以降)

| (20歳以上の者が両親や祖父母から贈与を受けた場合) |       |        |
|----------------------------|-------|--------|
| 110万円の基礎控除後の課税金額(円)        | 税率(%) | 控除額(円) |
| 200万以下                     | 10    | —      |
| 200万超400万以下                | 15    | 10万    |
| 400万超600万以下                | 20    | 30万    |
| 600万超1000万以下               | 30    | 90万    |
| 1000万超1500万以下              | 40    | 190万   |
| 1500万超3000万以下              | 45    | 265万   |
| 3000万超4500万以下              | 50    | 415万   |
| 4500万超                     | 55    | 640万   |

## D 預金などを贈与するときのポイント

- 贈与するたびに贈与契約書を作る
- 通帳、印鑑、カードは受け取る側が保管する
- 現金で渡すのではなく預金口座へ送金する
- 基礎控除110万円を超えるなら忘れずに申告する

# 毎年少額、効果的に節税

した(図A)。仮に3人の子供にそれぞれ毎年120万円を10年間、贈与することで、贈与をしないケースに比べ、税負担がどれだけ減るかを示している。

贈与をしない場合、子供3人にかかる相続税は合計1440万円。一方、贈与するケースでは相続税が840万円に減る。3人への10年分の贈与により、課税遺産が圧縮されるためだ。

一年110万円の基礎控除の枠を使えるので贈与税は計30万円と少ない。両者を合算した税額は870万円。贈与をしない場合より570万円も少なくて済む。

相続税、贈与税がいくらかかるかは、速算表(B、C)を参考にしてほしい。生前贈与を活用しようという人にとって、避けた方がいいのがいくつもある。ひとつは、いわゆる「名

義預金」だ。親が子供に黙ってその名義の預金口座に金を振り込み、通帳の保管さえ自分でしているようなケースをいう。贈与は本来、贈る側ともらう側が合意して初めて成立する契約行為。片方の子供側が知らないなら、そもそも贈与にはあたらないのだ。

こうした形の振り込みでは「税務署が否認する件数は例年多い」と税理士の服内田麻由子氏。贈与は金額が高くなるほど税率が上がるので、一括贈与は不利。「そうならないよう贈る側ともらう側でその都度、契約書を書き交わすのが望ましい」(税理士の内田麻由子氏)。

「年ごとに意思決定して、結果として、毎年100万円ずつの贈与を10年続けたのなら一括贈与に比べて、最初の年に一括で贈与したのと実質的に同じだと判断されかねない。

年ごとに意思決定 贈与税は金額が高くなるほど税率が上がるので、一括贈与は不利。「そうならないよう贈る側ともらう側でその都度、契約書を書き交わすのが望ましい」(税理士の内田麻由子氏)。

ただ、「年ごとに意思決定して、結果として、毎年100万円ずつの贈与を10年続けたのなら一括贈与に比べて、最初の年に一括で贈与したのと実質的に同じだと判断されかねない。

はならない」(服内田麻由子氏)。

というのが相続に詳しい税理士の共通認識だ。前述の試算例もあくまで年ごとの決定を前提としている。

三菱UFJ信託銀行は6月2日、生前贈与を無料で代行する業界初の商品「暦年贈与信託おくるしあわせ」を発表した。贈与を希望する人からまとまった金額を預かり、原則年に1回、贈る側ともらう側の意思を確認したうえで資金の振り込みを実行する。

神奈川県の精神科医、水野敦さん(仮名、59)は子供に贈与するため同商品を契約、1000万円を預けた。「手間なしで名義預金のリスクを避けられそう」と話す。「発売後1週間で契約が100件を大きく超えた」(三菱UFJ信託銀行の灰谷健司執行役員)。

贈与額が大きいため贈与税の税率が上がると、毎年の贈与を少額にするには早め開始したいが、短期間でも対象者を広げれば意外に多額の贈与ができる」(柴原税理士)。例えば子供3人と、それぞれに配偶者、孫1人がいるなら、9人全員に1人200万円ずつ贈与すれば、2年で3600万円の課税遺産を減らせる。

いくらの贈与が所得かは遺産額や家族構成などで様々。一度に数百万円ほどなら相続税の軽減効果が贈与税より通常大きくなるが、贈与が多額になるなら税理士に相談したい。

(編集委員) 田村正之